



目次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1

-----  
公 営 企 業 局 管 理 規 程  
-----

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和4年2月25日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第2号**  
**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

付則第16項を付則第18項とし、付則第15項の前の見出しを削り、同項を付則第17項とし、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）」を付し、付則第14項を付則第16項とし、付則第13項を付則第15項とし、付則第12項の次に次の2項を加える。

13 令和4年2月1日から当分の間、あき総合病院に勤務する職員（精神科の病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手、精神科の病棟以外に勤務する助産師、看護師及び准看護師並びに精神科の業務に専ら従事する作業療法士及び心理判定員に限る。）及び幡多けんみん病院に勤務する職員（助産師、看護師及び准看護師に限る。）の給料の調整額は、第3条の2の規定にかかわらず、同条第1項の表中

あき総合病院	精神科の病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手	2
	精神科の業務に専ら従事する作業療法士	2
	精神科の業務に専ら従事する心理判定員	1

幡多けんみん病院	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（公営企業局長が別に定めるものに限る。）に勤務する看護師及び准看護師	1
----------	--	---

とあるのは、

あき総合病院	精神科の病棟に勤務する看護師及び准看護師	2.25
	精神科の病棟に勤務する看護助手	2
	精神科の病棟以外に勤務する助産師、看護師及び准看護師	0.25
	精神科の業務に専ら従事する作業療法士	2
	精神科の業務に専ら従事する心理判定員	1
幡多けんみん病院	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（公営企業局長が別に定めるものに限る。）に勤務する看護師及び准看護師	1.25
	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟（公営企業局長が別に定めるものに限る。）以外に勤務する助産師、看護師及び准看護師	0.25

として同条の規定により定められる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

14 前項の規定により読み替えて適用する第3条の2第1項の規定により新たに給料の調整が行われることとなる同項の表に掲げる職員に対する第6条第3項の規定の適用については、同項中「回転翼航空機搭乗手当」とあるのは「回転翼航空機搭乗手当、死体取扱手当」と、「夜間等医師業務手当」とあるのは「夜間等医師業務手当、感染症病室内作業手当」とする。

**附 則**

（施行期日等）  
1 この規程は、令和4年2月25日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、同月1日から適用する。  
（経過措置）  
2 改正後の規程の規定は、令和4年2月1日（以下この項において「適用日」という。）以後の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を除く。）に係る特殊勤務手当の支給について適用し、適用日前の勤務（適用日の前日に開始した適用日における勤務を含む。）に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。